

四国耐震診断評定委員会規程

制 定 平成11年 8月12日
一部変更 平成15年10月17日
一部変更 平成19年 8月 1日
一部変更 平成20年 9月 1日
一部変更 平成21年 7月16日
一部変更 令和 元年11月14日
一部変更 令和 7年10月16日

(目的及び名称)

第1条 この規程は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震補強設計の適正な評定(以下「耐震診断評定」という。)を行うことを目的とし、四国耐震診断評定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、四国の各建築士事務所協会(以下「単位会」という。)をもって運営する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、(一社)高知県建築士事務所協会に置く。

(事業)

第3条 既存建築物の耐震診断評定依頼があった場合、その評定を行う。

(委員会の組織及び委員の構成)

第4条 委員会の委員は、大学教授等の学識経験者及び各単位会の構造関係識者で構成し、その数は7名以内とする。

2 委員会の委員は、各単位会会長の協議を経て、四県の単位会会長が連名で委嘱する。

3 委員会には、原則として委員長1名、副委員長2名を置くものとし、委員長は学識経験者の内から、副委員長は委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 委員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2 委員会は、正副委員長1名以上と委員を加え総数3名以上で開催することができる。

3 委員長は、オブザーバーとして評定依頼者の出席を認めることができる。

(耐震診断評定依頼)

第7条 既存建築物の耐震診断評定依頼は、耐震診断評定依頼書により行う。

2 既存建築物の耐震診断評定依頼は、各単位会に申込みすることができる。

(耐震診断評定基準)

第8条 耐震診断評定基準は、(一財)建築保全センター「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」、(一財)日本建築防災協会「2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(平成13年改訂版)、文部科学省大臣官房施設部発行「屋内運動場等の耐震性能診断基準」(平成18年度版)、その他国土交通省、文部科学省等関係機関において定められた関連基準に基づいて行う。

(受付)

第9条 第7条に示す耐震診断評定依頼書の受付は、単位会事務局が行う。

2 単位会事務局は、提出された書類を確認のうえ受理する。

(評定手数料)

第10条 評定依頼書は、評定手数料として、1棟(構造上別棟とみなされる場合はそれぞれ棟ごと)につき別表1から別表5に定める額(消費税別)を、前条第1項の提出時に単位会事務局へ納入しなければならない。

1) 別表手数料額は消費税別とする。

2) 評定手数料の銀行口座等振込手数料は評定依頼者の負担とする。

3) 特殊工法等については、割り増しとなる。事前に各単位会事務局へ連絡をする。

4) 評定の結果、診断内容に疑問点があり次回の評定委員会で再診断の必要がある又は診断内容に関し問題点が多く全面的な再診断が必要であるとの判定が2回続いた後、引き続き評定を希望する場合は1回毎に当初の評定手数料の1/2を納入しなければならない。

別表 1

鉄筋コンクリート造の2次診断

(消費税別)

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500 m ² 未満	180,000	180,000	290,000
500 以上～1,000 m ² 未満	210,000	210,000	350,000
1,000 以上～1,500 m ² 未満	240,000	240,000	380,000
1,500 以上～2,000 m ² 未満	280,000	280,000	440,000
2,000 以上～2,500 m ² 未満	300,000	300,000	480,000
2,500 以上～3,000 m ² 未満	340,000	340,000	540,000
3,000 以上～5,000 m ² 未満	370,000	370,000	580,000
5,000 以上～10,000 m ² 未満	420,000	420,000	670,000
10,000 m ² ～以上	480,000	480,000	770,000

(単位：円)

別表 2

鉄筋コンクリート造の3次診断（部分3次診断を含む）、鉄骨造、混構造及び体育館

(消費税別)

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500 m ² 未満	250,000	250,000	400,000
500 以上～1,000 m ² 未満	300,000	300,000	480,000
1,000 以上～1,500 m ² 未満	340,000	340,000	540,000
1,500 以上～2,000 m ² 未満	380,000	380,000	630,000
2,000 以上～2,500 m ² 未満	430,000	430,000	690,000
2,500 以上～3,000 m ² 未満	480,000	480,000	770,000
3,000 以上～5,000 m ² 未満	530,000	530,000	860,000
5,000 以上～10,000 m ² 未満	590,000	590,000	940,000
10,000 m ² ～以上	640,000	640,000	1,040,000

(単位：円)

別表 3

鉄筋コンクリート造の2次診断で F_c が $1.3.5 \text{ N/m}^2$ 未満の物件

(消費税別)

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500 m ² 未満	180,000	250,000	350,000
500 以上～1,000 m ² 未満	210,000	300,000	420,000
1,000 以上～1,500 m ² 未満	240,000	340,000	470,000
1,500 以上～2,000 m ² 未満	280,000	380,000	530,000
2,000 以上～2,500 m ² 未満	300,000	430,000	590,000
2,500 以上～3,000 m ² 未満	340,000	480,000	650,000
3,000 以上～5,000 m ² 未満	370,000	530,000	720,000
5,000 以上～10,000 m ² 未満	420,000	590,000	820,000
10,000 m ² ～以上	480,000	640,000	910,000

(単位：円)

別表 4

図面のない建築物の復元図面審査評定料

(消費税別)

建築物延べ面積	耐震診断審査	耐震補強設計審査
～500 m ² 未満	50,000	10,000
500 以上～1,000 m ² 未満	60,000	30,000
1,000 以上～1,500 m ² 未満	80,000	30,000
1,500 以上～2,000 m ² 未満	90,000	30,000
2,000 以上～2,500 m ² 未満	90,000	30,000
2,500 以上～3,000 m ² 未満	100,000	40,000
3,000 以上～5,000 m ² 未満	110,000	40,000
5,000 以上～10,000 m ² 未満	130,000	40,000
10,000 m ² ～以上	140,000	50,000

(単位：円)

別表 5

鉄筋コンクリート造の3次診断（部分3次診断を含む）、鉄骨造、混構造及び体育館
でF_cが13.5 N/m²未満の物件

(消費税別)

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500 m ² 未満	250,000	250,000	400,000
500 以上～1,000 m ² 未満	300,000	300,000	480,000
1,000 以上～1,500 m ² 未満	340,000	340,000	540,000
1,500 以上～2,000 m ² 未満	380,000	380,000	630,000
2,000 以上～2,500 m ² 未満	430,000	430,000	690,000
2,500 以上～3,000 m ² 未満	480,000	480,000	770,000
3,000 以上～5,000 m ² 未満	530,000	530,000	860,000
5,000 以上～10,000 m ² 未満	590,000	590,000	940,000
10,000 m ² ～以上	640,000	640,000	1,040,000

(単位：円)

(評定の報告)

第11条 委員会は、評定業務終了後すみやかに耐震診断評定結果をまとめた建築物耐震診断評定結果報告書を作成し、委員長は評定依頼のあった単位会会長に報告しなければならない。

2 前項の会長は、評定結果報告書を添えて評定依頼者に評定結果を報告しなければならない。

(守秘義務)

第12条 委員会の委員は、当該建築物の検討事項に関して知り得た情報を評定依頼者の承認を得ないで第三者に漏洩・公表してはならない。

(経費の支弁)

第13条 この規程による委員会に要する費用は、評定依頼者により支払われる評定手数料の収入により支弁する。

(会計事務)

第14条 評定手数料の請求、受領及びその他の必要な会計事務は評定依頼のあった単位会事務局において行う。

(規程の改廃)